

ご存じですか？ 栄養成分表示について

●担当：県南保健福祉事務所健康増進課 Tel 0248-22-5443

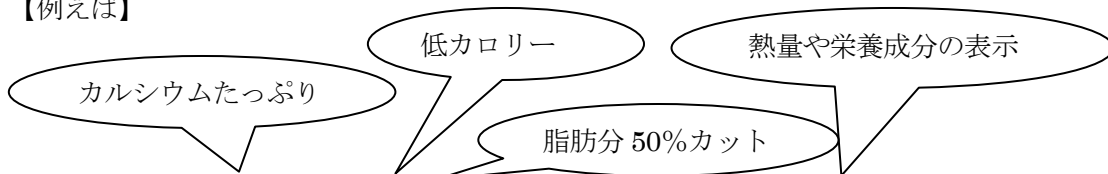
栄養表示基準制度とは？

近年の消費者の健康志向を反映し、栄養成分等の表示に対する関心も高まっています。栄養表示基準制度は、食品の栄養成分に関する適切な情報を広く提供することにより、食を通じた健康づくりを推進するために平成8年に制度化されました。

加工食品の栄養成分等の表示に一定のルール化を図り、消費者の方へ食品を選択する上での適切な情報を提供することを目的としています。

なお、「特別用途食品」や「特定保健用食品」として販売するためには、その有効性や安全性の審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。

【例えば】



食品に**栄養表示**をするときは、

「食品の栄養表示基準制度」を遵守する必要があります。

虚偽誇大広告等の禁止

食品として販売に供される物の健康保持増進効果等について、「著しく事実に相違する」「著しく人に誤解させる」ような広告等の表示（虚偽誇大広告等）を行うことは禁止されています（健康増進法第32条の2）。

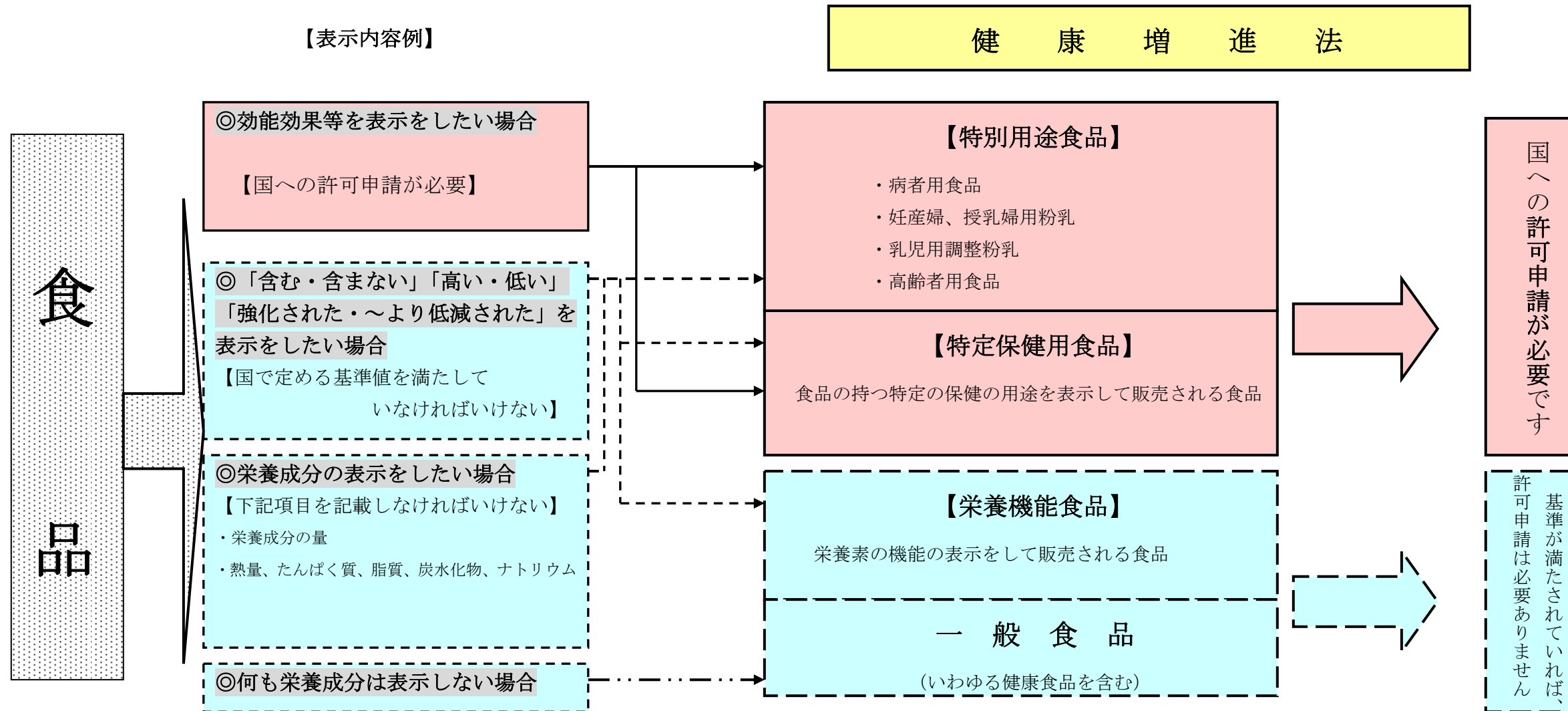
【虚偽誇大広告例】 糖尿病予防に効果がある。ダイエット効果がある。 等

※ 栄養表示基準に適合しない食品を見つけたり、食品の栄養表示に関する相談や問い合わせがありましたら、県南保健福祉事務所健康増進課（Tel 0248-22-5443）までご連絡ください。

栄養成分表示について（健康増進法関係）

食品を販売する場合には、健康増進法・食品衛生法・薬事法（その他、JAS法・景品表示法など）の法律を遵守する必要があります。

なお、「特別用途食品」や「特定保健用食品」として販売するためには、その有効性や安全性の審査を受け、表示について国の許可を受ける必要があります。



●担当：県南保健福祉事務所健康増進課（Tel 0248-22-5443）